

平成 25 年 1 月 25 日

「監査における不正リスク対応基準（仮称）の設定及び監査基準の改訂について（公開草案）」に対する意見

公益社団法人 日本監査役協会

平成 24 年 12 月 21 日付けで企業会計審議会監査部会から公表された「監査における不正リスク対応基準（仮称）の設定及び監査基準の改訂について（公開草案）」について、当協会の意見を以下のとおり申し述べます。ご検討くださいますようお願い申し上げます。

はじめに

企業統治の一翼を担う監査役、監査役会、監査委員会（以下、「監査役等」という。）は、健全な懷疑心を持つとともに、ときに経営者と対峙する覚悟を持ち、職務を全うするよう努めている。職業的専門家として財務諸表等の監査を行う監査人とは、相互の信頼関係を基礎としながら、双方向からの積極的な連携によって、監査の品質向上と効率化に努めることが必要であり、本協会と日本公認会計士協会は、以前より、「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」の公表及びそれぞれの実務指針等の諸施策を通じ、監査実務における連携を深めてきた。

このたび意見募集のため公表された監査基準の改訂案及び監査における不正リスク対応基準の新設案において、監査役等と監査人の連携について明記されたことは、連携を一層深化させるものとして高く評価できる。本協会としては、これら基準の改訂及び新設を受けて、日本公認会計士協会とともに、実務指針等の一層の整備浸透を図るべく一層注力する所存である。

現在検討が行われている監査における不正リスク対応基準の新設は、不正への対応を念頭にしたものであるが、企業統治の本旨に鑑みれば、不正の発生を未然に防ぐことも重要であることは言うまでもない。企業統治体制の充実及び実効性の向上に向けた取り組みが引き続き行われることを期待する。

監査における不正リスク対応基準（仮称）（案）

1. 第二 6 企業が想定しない要素の組み込みについて

意見　　監査計画に企業が想定しない要素を組み込む場合においても、監査手続の内容や時期等について監査役等に対し速やかに報告等することが監査役等との連携の一環として求められることを確認願いたい。

理由　　監査の各段階で監査役等と連携することは基準（案）第二 17 「監査役等との連携について」に規定されているところであるが、企業が想定しない要素を監査計画に組み込んだ場合には通常の連携とは異なる対応とならざるを得ない。しかしながら、そのような場合でも監査の実効性を確保するには連携は必要であり、速やかに監査役等に対し連携に必要な報告が求められることを確認願いたい。

2. 第二 18 経営者の関与が疑われる不正への対応について

意見　　本規定による監査役等への報告及び経営者への是正要求と、金融商品取引法第 193 条の 3 による特定発行者への通知制度との関係について、明らかにして頂きたい。

理由　　金融商品取引法第 193 条の 3 は「法令違反等事実を発見した場合」の監査人の対応について定めたものであるが、本規定は「経営者の関与が疑われる不正を発見した場合」の監査人の対応を定めたものである。本規定第二 18 による監査役等への報告及び経営者への是正要求と、金融商品取引法第 193 条の 3 による特定発行者への通知制度は、それぞれ独立した制度であり、本規定に基づく監査役等に対する報告及び経営者への是正要求は、金融商品取引法第 193 条の 3 で扱われる通知とは別の手続であること、並びに本規定第二 18 による監査役等への報告及び経営者への是正要求の対象となる場合は通常金融商品取引法第 193 条の 3 で規定されている特定発行者への通知に至る前の段階で当該報告及び是正要求が行われることを想定していると理解するが、当該理解で正しいか確認願いたい。

以上